

新潟県保険医会 FAXニュース

第54号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-17-5

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱い 電話再診時の「在宅療養指導管理料」の算定について

新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、2月28日付の電話再診料、処方箋料算定に関する厚労省事務連絡に続き、3月12日付の事務連絡で新たに「電話や情報通信機器を用いた診療」に伴う「処方料」「在宅療養指導管理料」の臨時的な取り扱いが示されましたのでお知らせします。

(問1) 慢性疾患等を有する定期受診患者等について、医師が電話や情報通信機器を用いて診療し医薬品の処方を行った場合、保険医療機関は、電話等再診料、調剤料、処方料、調剤技術基本料を算定できるか。

(答) 算定できる。

(問2) 過去3月以内に在宅療養指導管理料を算定した慢性疾患等を有する定期受診患者等について、医師が電話や情報通信機器を用いて診療し、患者又は患者の看護に当たる者(以下、「患者等」という。)に対して、療養上必要な事項について適正な注意及び指導を行い、併せて必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に、在宅療養指導管理料及び在宅療養指導管理材料加算を算定できるか。

(答) 衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に限り、在宅療養指導管理料及び在宅療養指導管理材料加算を算定できる。この場合、在宅療養の方法、注意点、緊急時の措置に関する指導等の内容、患者等から聴取した療養の状況及び支給した衛生材料等の量等を診療録に記載すること。また、衛生材料又は保険医療材料の支給に当たっては、患者等に直接支給すること。ただし、患者の看護に当たる者がいない等の理由により患者等に直接支給できない場合には、当該理由を診療録に記載するとともに、衛生材料又は保険医療材料を患者に送付することとして差し支えない。この場合において、当該患者が受領したことを確認し、その旨を診療録に記載すること。

当会「新点数検討会」は全ての会場で開催中止としました

- ・ 新点数検討会テキストとしてご案内していた「点数表改定のポイント(医科)」については、無料・有料注文分ともに3月下旬に郵送でお届けします。有料注文分をキャンセル、または数量を変更される場合は、至急、FAX、電話等で保険医会事務局にご連絡ください。
- ・ 全国保険医団体連合会(保団連)による新点数の説明動画がインターネットで配信されます(会員限定)。改めてご案内いたします。